

議案第 35 号

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年愛西市条例第 79 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 5 月 30 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、指定管理者制度を導入して愛西市図書館を管理するため、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理を行わせることができる。
- 3 指定管理者は、次に掲げる基準により、図書館の管理を行わなければならない。

- (1) 法その他の関係法令並びに条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定を遵守し、誠実に図書館の管理を行うこと。
- (2) 図書館を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

第5条を次のように改める。

（指定管理者の業務の範囲）

第5条 前条第2項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第3条各号（同条第5号を除く。）に掲げる事項に関する業務
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。